

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○ 告示	三二
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関の指定を解除した件	三九
○ 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定を解除した件	三九
○ 青少年に有益な書籍として推奨する件	三九
○ 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件二件	三〇
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	三〇
○ 計量器の定期検査を実施する件	三二
○ 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	三三
○ 道路の区域を変更する件	三三
○ 道路の供用を開始する件	三三
○ 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件二件	三三
○ 公告	三三
○ 県営土地改良事業の工事が完了した件	三三
○ 福島県警察本部	三三
○ 一般競争入札を行う件	三四
○ 福島県収用委員会	三四
○ 土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を決定した件	三六

告 示

福島県告示第五百二十二号
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第二項に規定する指定地方公共機関として指定した次の者の指定を解除した。

令和八年七月三十一日

名称
会津乗合自動車株式会社
所在地
会津若松市白虎町百九十五番地
福島県知事 内堀雅雄
（危機管理課）

福島県告示第五百二十三号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号に規定する指定地方公共機関として指定した次の者の指定を解除した。
令和八年七月三十一日

名称
会津乗合自動車株式会社
所在地
会津若松市白虎町百九十五番地
福島県知事 内堀雅雄
（災害対策課）

福島県告示第五百二十四号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。
令和八年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
三二三	ある星の汽車	作 森洋子 発行所 株式会社福音館書店	推奨対象 小学生（中学年、高学年）、中学生
三二四	わたしは書体デザイナー	著 高田裕美 発行所 株式会社Gakken	推奨対象 中学生、高校生
三二五	海でつばさを手に入れる	作 中村玄 絵 箕輪義隆 発行所 株式会社理論社	推奨対象 小学生（中学年、高学年）
三二六	どろぼうジャンボリ	作 阿部結 発行所 株式会社ほるぷ出版	推奨対象 小学生（低学年、中学年）

(こども・青少年政策課)

福島県告示第五百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年七月三十一日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働政策及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ福島御山店 福島県福島市御山字三本松五十四番一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 東日本ダイワ株式会社

代表者の氏名 代表取締役 安藤 元二

住所 福島県郡山市朝日三丁目二番二十七号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ニトリ

代表者の氏名 代表取締役 似島 昭雄

住所 北海道札幌市北区新琴似七条二丁目二番三十九号

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和九年三月十六日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千二百一十一平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百十台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 十八台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 四十八平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 二十七立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和八年七月十五日

(一別紙図面)は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年七月三十一日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働政策及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークタウン富久山 福島県郡山市富久山町久保田上野百三十六番一

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 耕一路

住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 耕一路

住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号

ほかの小売業者は未定

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和九年三月十七日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千四百八十平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百四十三台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 三十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 四百三十三平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十一・四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 六箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和八年七月十六日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年七月三十一日から同年八月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄

二 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄

三 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄

三 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄

三 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄

三 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄

三 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年七月三十一日から同年八月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄

MEGA ドン・キホーテUNY会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合

字幕内南百五十四番ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年七月三十一日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査 福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
須賀川市	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第百二十九号)第五条第	九月一日 午前二〇時三〇分	岩瀬コミュニティセンター

同 郡鏡石町	岩瀬郡天栄村	一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり					
午前一二時まで	午後二時から 午後四時まで	同	九月二日 午前九時三〇分から 午前一一時まで	同 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで	九月三日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	九月四日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	九月八日 午前一一時から 午前一一時三〇分まで
九月九日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	同 午後二時から 午後四時まで	天栄村山村開発センター	天栄村湯本体育館	同	東コミュニティセンター	同	鏡石町公民館

右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	九月一〇日から一〇月八日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所
----------	------------------------	---	----------

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
須賀川市、岩瀬郡天栄村及び同郡鏡石町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月二三日から一二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

令和八年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
病	牛	患畜	二頭	西白河郡	令和八年七月二二日	殺処分

（畜産課）

福島県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で行う令和八年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき上三坂小野線	いわき市遠野町滝字曾利田七番地先から 同 市遠野町滝字才ノ神八一番一地先まで	変更前 変更後	一三・二 二九・五 一一・四 一二・三	七七五・〇 七七五・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和八年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき上三坂小野線	いわき市遠野町滝字曾利田七番地先から 同 市遠野町滝字才ノ神八一番一地先まで	令和八年七月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第五百三十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和八年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間
-------	-----

県道いわき石川線
いわき市常磐湯本町天王崎二八七番四地先から同市常磐湯本町三函二〇八番一地先までの上り線
いわき市常磐湯本町天王崎二番四地先から同市常磐湯本町三函二〇九番三地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第五百三十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和八年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間
県道常磐勿来線	いわき市常磐湯本町吹谷九一番一地先から同市常磐湯本町天王崎四二番四地先までの上り線 いわき市常磐湯本町天王崎二番一地先から同市常磐湯本町天王崎四三番一地先までの下り線

(道路計画課)

公 告

公告第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、析窪地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は令和八年五月二十八日完了したので公告する。

令和八年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第 63 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察 W A N システム及び福島県警察総合地理情報システムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 274 条の 3 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

福島県警察本部長 森 末 治

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県警察 W A N システム及び福島県警察総合地理情報システム 一式（搬入、据付、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和 9 年 3 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3 に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2 の (3) に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 960-8686 福島県福島市杉妻町 5 番 75 号

福島県警察本部警務部会計課

電話 024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において、令和 8 年 7 月 31 日（金）から同年 9 月 9 日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同年 8 月 11 日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4 に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3 に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙 35 枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで請求すること。また、電子メールによる配布を希望する場合は、件名に本件入札に係る公告番号及び借入物品の名称を、本文に請求者名、担当者名及び連絡先を記載した電子メールを次のメールアドレス宛に送信の上、3 に掲げる電話番号まで請求の旨を連絡すること。なお、入札説明書等は、当該送信に用いた電子メールアドレスに送信する。

fp-nyuusat@police.pref.fukushima.jp

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和 8 年 9 月 10 日（木）午前 10 時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎 1 階入札室（福島県福島市杉妻町 5 番 75 号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 5 時までに 3 に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又

は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Fukushima Prefectural Police WAN System and Comprehensive Geographic Information System Equipment, etc. 1 set (including related costs concerning emplacement, installation and removal of the system, installing, setting, adjustment and transition of the system, system formulation, tests of the system, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 10 September 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 9 September 2026
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima-City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について令和八年七月二十三日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
令和八年七月三十一日

福島県収用委員会

会長 鈴木 靖 裕

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道四十九号改築工事（北好間改良）並びにこれに伴う市道及び砂防設備付替

工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地	地番	地目		地積（平方メートル）	収用又は使用しようとする土地の面積（平方メートル）
		登記記録	現況	登記記録	実測
福島県いわき市好間町北好間字平場	七五番一	山林	山林、一部宅地	八五、〇六六	広大地につき実測せず 収用の部分 五、九八五・九三
	七五番七	宅地	宅地	三〇九・五八〇七	収用の部分 二八二・三二五・一五
	七五番八	雑種地	宅地、一部山林	一、〇九三	収用の部分 五六九・九五

※ 七五番一の収用しようとする土地の面積について、求積計算上、全体面積と

地目毎の面積計算において対象となる座標点数が異なることから、両地目の合算した面積と全体面積が一致しない。
裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

四 使用方法

1 使用期間
排水施設の設置にあたり収用しようとする土地の外側を掘削するため。

2 明渡しの期限の翌日から起算して二年間

五 土地所有者の氏名、住所及び持分

別表第一のとおり

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

別表第二のとおり

別表第一

氏名	住所	持分
酒井 皓平	福島県いわき市好間町北好間字猪ノ鼻一三番地	九二、五六八分の一、六二五
酒井 千佳子	福島県いわき市好間町北好間字猪ノ鼻三六番地の一	三、三〇六分の一
星澤 徳義	福島県いわき市好間町北好間字猪ノ鼻三七番地	五六分の一
佐藤 イエ子	福島県いわき市泉町字小山六七番地	五八分の一
谷平 ひろみ	福島県いわき市好間町北好間字権現堂三〇番地	一、六二四分の一
白石 吉徳	福島県いわき市好間町北好間字権現堂五四番地	三、一九二分の一
大平 トヨ子	福島県いわき市好間町北好間字権現堂六三番地	五七分の一
大平 恵子	福島県いわき市好間町北好間字権現堂六三番地	三、一九二分の一
大平 宏	福島県いわき市好間町北好間字権木平一番地の四	五六分の一

酒井 力雄	高木 カツ子	鈴木 功	鈴木 さと子	高木 利政	高木 啓司	鈴木 公男	鈴木 雅之	熊谷 湖乃巴	星 一次	熊谷 泰人	木田 幸枝	木田 真一郎	北郷 知明	大平 洋夫	小川 秀史郎	大平 惣一	小川 智弘	九
福島県いわき市好間町北好間字沢小谷四番地	福島県いわき市好間町北好間字沢小谷一番地	福島県いわき市好間町中好間字上川原八番地の二	福島県いわき市好間町中好間字上川原八番地の二	福島県いわき市好間町北好間字松坂三六番地イ号	福島県いわき市好間町北好間字松坂三六番地の二	福島県いわき市好間町北好間字山ノ坊四〇番地	福島県いわき市好間町北好間字向町田一番地の一	福島県いわき市好間町北好間字北町田三九番地	福島県いわき市好間町北好間字南町田四三番地	福島県いわき市好間町川中子字加賀分七五番地	福島県いわき市好間町北好間字槐作四八番地	福島県いわき市好間町北好間字槐作三二番地	福島県いわき市好間町北好間字槐作五番地	福島県いわき市好間町北好間字権現堂一二一番地	東京都世田谷区喜多見四丁目三五番一五号	福島県いわき市好間町北好間字権現堂九二番地	福島県いわき市好間町北好間字権現堂四五番地	
五六分の一	五六分の一	三、一九二分の二九	一一四分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	

大平 昌弘	志賀 由浩	大瀧 誠	志賀 タケ子	鈴木 良市	鈴木 光司	鈴木 克美	大和田 雅夫	齋藤 直昭	高木 久幸	高木 彰子	高木 貴弘	高木 利栄	高木 秀夫	酒井 一成	酒井 喜紀	酒井 喜内
三 福島県いわき市好間町北好間字屋敷前七二番地の	福島県いわき市中央台鹿島三丁目五四番地の一五	福島県いわき市内郷高野町反田三九番地の六五	福島県いわき市好間町北好間字屋敷前五六番地	福島県いわき市好間町北好間字山崎三九番地の二	福島県いわき市好間町北好間字桜下四二番地の二	福島県いわき市好間町北好間字山崎八五番地	福島県いわき市好間町北好間字山崎四四番地	福島県いわき市好間町北好間字沢小谷二二番地	福島県いわき市好間町北好間字沢小谷二〇番地	福島県いわき市好間町北好間字沢小谷二〇番地	福島県いわき市好間町北好間字沢小谷二〇番地	福島県いわき市好間町北好間字沢小谷二九番地	福島県いわき市好間町北好間字沢小谷四二番地	福島県いわき市好間町北好間字沢小谷二一番地	福島県いわき市好間町北好間字沢小谷一〇番地	福島県いわき市好間町北好間字沢小谷一〇番地
五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	一 一六八分の	一 一六八分の	一 一六八分の	五六分の一	五六分の一	五六分の一	三、一九二分の一	五七分の一

鈴木 俊一	佐藤 晋一	佐藤 亮佑	佐藤 憲治	佐藤 立龍	齋藤 央朗	齋藤 忠明	志賀 洋文	志賀 稔	志賀 芳典	志賀 博之	星 勝人	星 信宣	星 徳廣	志賀 猛史	星 新	鈴木 義晴	鈴木 俊一
福島県いわき市好間町北好間字山崎七六番地の一	福島県いわき市好間町北好間字上ノ原一二九番地の二	福島県いわき市好間町北好間字山崎六七番地	福島県いわき市好間町北好間字楼下四一番地	福島県いわき市好間町北好間字楼下三七番地の二	福島県いわき市好間町北好間字屋敷前七三番地の一	福島県いわき市好間町北好間字上ノ台三三番地	福島県いわき市好間町北好間字上ノ台三六番地	福島県いわき市好間町北好間字権現堂一一六番地	福島県いわき市好間町北好間字屋敷前八〇番地	福島県いわき市好間町北好間字屋敷前六九番地	福島県いわき市好間町北好間字山崎一六番地	福島県いわき市好間町北好間字上ノ台一番地	福島県いわき市好間町北好間字上ノ台三番地の一	福島県いわき市好間町北好間字屋敷前六一番地の一	住所不明 ただし、登記事項証明書上の住所 福島県いわき市好間町北好間字山ノ坊三二番地	住所不明 福島県いわき市好間町北好間字独古内三五番地	福島県いわき市好間町北好間字独古内三五番地
五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五六分の一	五八分の一	五六分の一	五六分の一

別表第二

野口 智江	鈴木 紳太郎	白石 裕
福島県いわき市好間町北好間字権現堂七七番地の一	福島県いわき市好間町北好間字山ノ坊三九番地	福島県いわき市好間町中好間字田中一四番地の三
五六分の一	八一二分の一五	五七分の一

七五番	七五番	七五番	地番
東北電力ネットワーク株式会社福島支社	東北電力ネットワーク株式会社福島支社	東北電力ネットワーク株式会社福島支社	氏名
福島県福島市栄町七番二一〇号	福島県福島市栄町七番二一〇号	福島県福島市栄町七番二一〇号	住所
使用借権	使用借権	使用借権	権利等の種類

七五番	七五番	七五番	八
東北電力ネットワーク株式会社福島支社	東北電力ネットワーク株式会社福島支社	NTT東日本株式会社宮城事業部福島支店	NTT東日本株式会社宮城事業部福島支店
福島県福島市栄町七番二一〇号	福島県福島市栄町七番二一〇号	福島県福島市大町九番二〇号	NTT大町ビル
使用借権	使用借権	使用借権	使用借権